

## 福岡市私有林伐採促進事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、持続可能な林業経営を支援することで、花粉発生源対策を促進するため、福岡市農林水産業振興補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、福岡市にある私有林人工林の整備費用を一部補助することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 森林 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林。

(2) 森林所有者 福岡市内に森林を所有する者。ただし、国、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第5号の規定による公共法人を除く。

(事業実施主体)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「事業実施主体」という。）は、次に掲げるいずれかに当てはまるものとする。

(1) 森林所有者

(2) 森林所有者から森林の経営の委任を受けた者

(補助対象事業等)

第4条 この要領に定める補助金の交付の対象となる事業及びその内容、補助対象経費、補助率は、別表1のとおりとする。ただし、県又は国の他の補助事業等により同等の補助金等が交付されている場合は、この限りではない。

2 前項に規定する補助金が活用された森林において行われる再造林は、花粉発生源対策に資する苗木（花粉発生源対策のために開発されたスギ・ヒノキのうち少花粉・無花粉品種[森林総合研究所林木育種センターの品種一覧表による]又は広葉樹）を使用すること。

3 第1項の補助金の額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 事業実施主体は、交付申請書(様式1)ほか、関係書類を添えて、事業を開始する10日前までに、市長に提出しなければならない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助経費のうち、予算の範囲内において、かつ補助対象経費に対し、別表1に定める補助率により算出された額を上限とする。

(事業実績報告)

第7条 事業実施主体は、事業が完了したときは、福岡市補助金交付規則 14 条に規定する実績報告書及び関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、事業の実施にあたっては、交付規則及び交付要綱の定めによるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

(期間)

この要領は、令和11年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別表 1

補助対象事業	事業内容	補助対象経費及び補助率
(1) 林業機械レンタル・リース事業	福岡市内の森林作業で使用する、別表 2 に掲げる林業機械のレンタル・リース経費の補助	林業機械のレンタル・リースに係る費用（基本料金、機械運搬費、補償料）の 1/2 以内 ただし、消費税及び修繕費は除くものとし、機械運搬費については、レンタル・リースの開始時及び終了時の運搬経費のみを対象とする
(2) スギ・ヒノキ伐採木運搬事業	福岡市内の森林で伐採したスギ・ヒノキ材を原木市場等に運搬する経費の補助	原木市場等に運搬した材積 1 m <sup>3</sup> あたり 1,500 円

別表 2

林業機械レンタル・リース事業の対象となる林業機械	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハーベスタ</li> <li>・プロセッサ</li> <li>・フェラーバンチャ</li> <li>・フェラーバンチャザウルスロボ</li> <li>・タワーヤーダー</li> <li>・スイングヤーダー</li> <li>・フォワーダ</li> <li>・グラップルローダ付フォワーダ</li> <li>・グラップルローダ付トラック</li> <li>・グラップルソー</li> <li>・ウィンチ付グラップル</li> <li>・ザウルスロボ</li> <li>・バックホウ</li> <li>・集材機</li> <li>・林内作業車</li> <li>・自走式搬器（ラジキャリ）</li> <li>・スタンション付トラック・ダンプ</li> <li>・チップパー</li> <li>・その他の高性能林業機械</li> </ul>
--------------------------	---